

# トクリュウによる犯罪から県民を守る広報啓発総合プロデュース業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の概要

### (1) 事業名

トクリュウによる犯罪から県民を守る広報啓発活動総合プロデュース業務委託

### (2) 目的

令和7年1月、県と合同で策定した「トクリュウ・闇バイト・詐欺・強盗緊急対策プラン」に基づき、トクリュウによる犯罪から県民を守るための対策として、県民に対する訴求力の高い著名人等を起用し、

① 特殊詐欺などトクリュウによる犯罪の被害に遭わないための注意喚起

② 「闇バイト等」情報に応募して犯罪に加担しないための注意喚起

等を県民の行動変容につながる効果的な方法で情報発信することにより、県民の自主防犯意識を高めて、被害に遭わない行動変容につなげるため。

### (3) 業務内容

トクリュウによる犯罪から県民を守る広報啓発総合プロデュース業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### (5) 予定価格

17,829,900円 ※消費税及び地方消費税を含む

### (6) その他留意事項

全ての業務に係る費用・人件費を含め見積書を作成すること。

## 2 参加資格

### (1) 公募型プロポーザル参加業者

参加業者の指名基準は次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

エ 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】次の種目が希望営業種目に登録されていること。

・大分類:役務 中分類:イベント

中分類:映像・音声情報制作

※両方の登録があること。

### 【地域要件】

県内事業者、準県内事業者、県外事業者

なお、新たにプロポーザルに参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがあ

る。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課  
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4314

### 3 プロポーザル説明会及び質問

説明会は開催しない。

なお、下記の通り質問を受け付ける

(1) 質問期限

令和8年4月28日(火)12時00分

(2) 質問方法

質問票(様式1)によりファクシミリまたはメールで受け付ける。

※電話または口頭による質問は受け付けない。

(3) 質問票の提出先

下記「7 問合せ先」

(4) 回答方法

各質問者からの質問をすべてまとめて、令和8年5月7日(木)15時00分を目処に県警ホームページにて公開する。

### 4 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年6月1日(月)17時00分(必着)

(2) 提出先・提出方法

「7 問合せ先」に示す場所に、持参または郵送により提出すること。

持参の場合は土・日・祝日を除く9時00分~17時00分とする。

郵送の場合は簡易書留郵便により期限までの必着とする。

(3) 提出書類および提出部数

業務委託する

①訴求力の高い著名人等の選定

②動画・ポスター等原画の制作

③各種SNS等を活用した広報啓発活動

にかかると書類を下記のとおり提出すること。

ア 企画提案書等提出書(様式2) 正1部

イ 企画提案書 6部(正1部 副5部)

(ア) 企画提案書は、様式および枚数は任意とするが、言語は日本語とする。

(イ) 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるようにわかりやすく表現すること。

(ウ) 企画提案書には、以下の内容を記載すること。なお、作成にあたっては、仕様書に記載している目的やねらいを踏まえるとともに、当業務の目的を踏まえて最も効果的であると考えられるものとする。

【内容】仕様書5に示す内容とすること。

(1) 訴求力の高い著名人等の選定

・選定した人物について、仕様書5を参照のうえ、認知度、好感度が高く、情報拡

散力の見込める広報大使にふさわしいことを具体的かつわかりやすく記載すること。また、SNSのフォロワー数についても併せて記載すること。

- ・著名人が出演した動画及びチラシの使用期限についても記載すること。（最低でも令和11年3月31日までは使用できるようにすること）

#### (2) 動画・チラシ原画の制作

- ・動画については、仕様書4及び仕様書5を参照のうえ、2種類の60秒動画のイメージが理解できる絵コンテやナレーション等について記載すること。
- ・チラシ制作については、仕様書4及び仕様書5を参照のうえ、両面1種類のチラシのイメージができるよう記載すること。
- ・手口については、滋賀県警察防犯アプリ「ぼけっとポリス しが」の「お知らせ」等を参照とすること。

#### (3) 各種SNS等を活用した広報啓発活動

- ・広報啓発活動について、どのような方法の広報啓発活動であるか、また広報啓発活動の実施頻度等、具体的に記載すること。
- ・広報啓発活動の方法は、インスタグラム、X、フェイスブックやYouTubeのSNSの活用や、SNS以外の広報力のあるテレビCMや駅広告等の方法で行うこと。

#### (4) 制作スケジュール

- ・仕様書に記載の納期をふまえたスケジュールを作成すること。

#### (5) 見積価格

- ・仕様書に示す全ての企画・制作に係る経費およびその内訳を詳細に記載すること。

なお、消費税および地方消費税を含めること。（税額を明示すること。）

※下記5(4)に示す「審査基準」や県警ホームページの内容も参考にしながら、提案すること。

## 5 審査について

### (1) 審査概要

担当部署が設置する企画案の選定会議において、提出された企画提案書およびプレゼンテーションに基づき審査を行い、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者として選定するが、最高得点が複数あった場合は、最も価格が低いものとする。

ただし、総合点が満点の6割未満の場合は、契約予定者として選定しない。

### (2) 審査方法

提出された企画提案書およびプレゼンテーションをもとに担当部署が設置するプロポーザル審査会（委員5名）において審査する。

### (3) プレゼンテーション

**令和8年6月5日（金）**に警察本部4階会議室において開催する。

時間は企画提案者ごとにおおむね20分（説明10分、質疑10分）を予定し、詳細な時刻は企画提案者に別途通知する。

### (4) 審査基準

審査においては、以下の表の項目について絶対評価で点数を付けるものとする。

【評価項目および評価点（審査員1名あたりの評価点）】

| 番号 | 評価項目             | 評価の着眼点   | 採点基準   | 配点 |
|----|------------------|--|--|----|
| 1  | 人物の選定            | ・好感度が高く、広報大使にふさわしい人物であるか。<br>・SNS投稿による発信に影響力があるか。<br>・出演した動画及びチラシが長期間使用できるか。   | 特に優れている 25点<br>優れている 17点<br>普通 9点<br>優れていない 1点                                       | 25 |
| 2  | 広報制作<br>(動画、チラシ) | ・言葉づかいが、誰にでもわかりやすい表現となっているか。<br>・色づかいやデザインが、誰にでもわかりやすい表現となっているか。<br>・当事業の目的を的確に理解し、作品に反映できているか。  | 特に優れている 10点<br>優れている 7点<br>普通 4点<br>優れていない 1点  | 10 |
| 3  | 広報               | ・仕様書5(3)の広報啓発活動について、当事業の目的を理解し、有効な広報手段となっているか。   | 特に優れている 14点<br>優れている 10点<br>普通 6点<br>優れていない 2点                                       | 14 |
| 4  | 計画力              | ・仕様書に示す納期に合わせ、県と十分に協議を行って制作できるスケジュールとなっているか。   | 特に優れている 4点<br>優れている 3点<br>普通 2点<br>優れていない 1点   | 4  |
| 5  | 経済性              | ・経費節減を意識した見積り金額か   | 予定価格の<br>80%未満 10点<br>80%以上 85%未満 8点<br>85%以上 90%未満 6点<br>90%以上 95%未満 4点<br>95%以上 1点 | 10 |
| A  | 社会政策面<br>評価      | ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。  | ※1のとおり   | 1  |
| B  |                  | ・高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署へ届出をしていること。   | ※2のとおり   | 1  |
| C  |                  | ・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること。<br>①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。<br>②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。<br>③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。<br>④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。  | ※3のとおり   | 1  |
| D  |                  | ・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。  | ※4のとおり   | 1  |
| E  |                  | ・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。<br>①国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証<br>②一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年9月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録<br>③特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録<br>④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証 | ※5のとおり   | 1  |
| F  | 県内に本社を有する事業所かどうか | 有している 2点<br>有していない 0点  | 2  |    |
| 計  |                  |  |  | 70 |

※1～7については、各審査員の評価点の平均が参加事業者の持ち点となる。

※1 Aについては、下記のとおり配点する。

「登録を受けている・・・1点」、「登録を受けていない・・・0点」  
該当する場合、登録を確認できる書類の写しを提出すること。

※2 Bについては、下記のとおり配点する

「協定締結もしくは届出している・・・1点」、「協定締結もしくは届出していない・・・0点」高年齢者就業確保措置とは、70歳未満の定年の定めをしている事業主が、70歳までの雇用を確保するため、①定年の引き上げ、②定年制の廃止、③継続雇用制度の導入、④業務委託契約を締結する制度の導入、⑤事業主が自ら実施する社会貢献事業もしくは事業主が委託・出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業、のいずれかの措置を講じていることをいう。該当する場合、労使協定または就業規則の該当箇所の写しを提出すること。

※3 Cについては、下記のとおり配点する。

「障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している・・・1点」、「障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていない、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していない・・・0点」該当する場合、「障害者雇用状況報告書」の写し、または、障害者を雇用している場合には申立書を提出すること。

※4 Dについては、下記のとおり配点する。

「認証を受けている・・・1点」、「認証を受けていない・・・0点」該当する場合、認証を受けていることを確認できる書類の写しを提出すること。

※5 Eについては、下記のとおり配点する。

「いずれかの認証・登録を受けている・・・1点」、「認証・登録を受けていない・・・0点」

#### (5) 契約予定者の決定

前記審査において、予定価格の範囲内において評点の高い者から順に、当該事業の契約締結交渉の相手方として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者として選定しない。

なお、最高得点が複数あった場合は、最も価格が低いもの1者とする。

#### (6) 審査結果の通知

審査結果については提案者全員に書面で通知する。

#### (7) 委託契約の相手方

企画提案書等に記載された事項は仕様書と併せて契約時の仕様書とする。ただし、本業務の目的達成のため、企画提案者(受託者)と制作者(県)との協議により、契約時に項目の追加や訂正、削除を行うことがある。協議により決定した業務委託仕様書に基づき見積書徴取を行い、委託契約を締結する。

#### (8) その他

契約締結交渉の相手方に選定されなかった提案者は、審査結果の通知を受けた日から起算して5日以内(土日・祝日を除く)に書面(任意の様式)により、「7. 問合せ先」に対して不採用の理由につ

いての説明を求めることができる。

説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内（土日・祝日を除く執務日）に当該説明を求めた提案者に対して書面により回答する。

## 6 その他

### (1) 提案に要する経費

このプロポーザル参加にかかる報酬はない。すべて各事業者の負担とする。

### (2) 提出書類について

- ・提出されたすべての書類は返却しない。なお、本プロポーザルにかかる審査以外には使用しない。
- ・提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な条件をすべて満たしていない場合、虚偽の記載をした場合には、失格とする。
- ・企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は原則として認めない。

### (3) その他

- ・制作した動画、チラシについては、この委託業務にかかる契約期間満了後についても、使用期限までは本県が行う周知・広報に使用するため、そのために必要な著作権使用料にかかる手続等について、企画提案を行う前に受託者においてこれを処理すること。また、これにかかる著作権使用料については今回の契約金額に含まれる。
- ・既製のイラスト等を使用する場合には、プロポーザル作品についても、必ず承諾を取ってから行うこと。
- ・採用した場合でも、本業務の達成のために、制作過程において両者協議の上、その内容を変更する場合がある。
- ・この委託業務により制作した成果物は、仕様書5に示す場所に納品すること。

## 7 問合せ先

〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号

滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課犯罪抑止係

TEL：077-522-1231 / FAX：077-524-1110 / E-mail：[pa1101@pref.shiga.lg.jp](mailto:pa1101@pref.shiga.lg.jp)